



雇用維持・人材不足にお悩みの事業主さま
「在籍型出向」を活用してみませんか

在籍型出向の支援制度として、 事業主に対し国から「産業雇用 安定助成金」が支給されます！

【産業雇用安定助成金とは】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元(送り先)と出向先(受け入れ先)双方の事業主に対して一定期間の助成金が支給されます。(申請手続きは出向元企業が行います)

【助成率・助成額】

① 出向運営経費（賃金・教育訓練、労務管理など、出向中に要する経費）

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|--------------------------------|-----------|--------|
| 出向元が労働者の解雇などを <u>行っていない</u> 場合 | 9/10 | 3/4 |
| 出向元が労働者の解雇などを <u>行っている</u> 場合 | 4/5 | 2/3 |
| 上限額（出向元・先の計） | 12,000円/日 | |

◎独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率:中小企業2/3、中小企業以外1/2。

② 出向初期経費（就業規則・備品の整備など、出向の成立に要した経費）

| | 出向元 | 出向先 |
|------|-----------------|-----|
| 助成額 | 各10万円/1人あたり（定額） | |
| 加算額※ | 各5万円/1人あたり（定額） | |



※加算額に関する要件等についてはガイドブックをご参照ください。

◎独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

産業雇用安定助成金を受けるにあたっての支給要件、詳細に関しては下記のコールセンターもしくは奈良労働局までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

☎0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

【奈良労働局・助成金センター】

☎0742-35-6336 受付時間 8:30～17:15 土日・祝日・年末年始除く



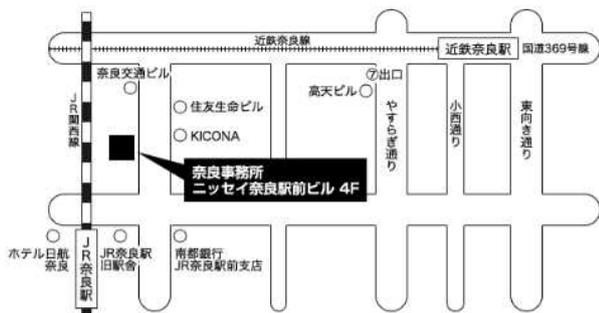
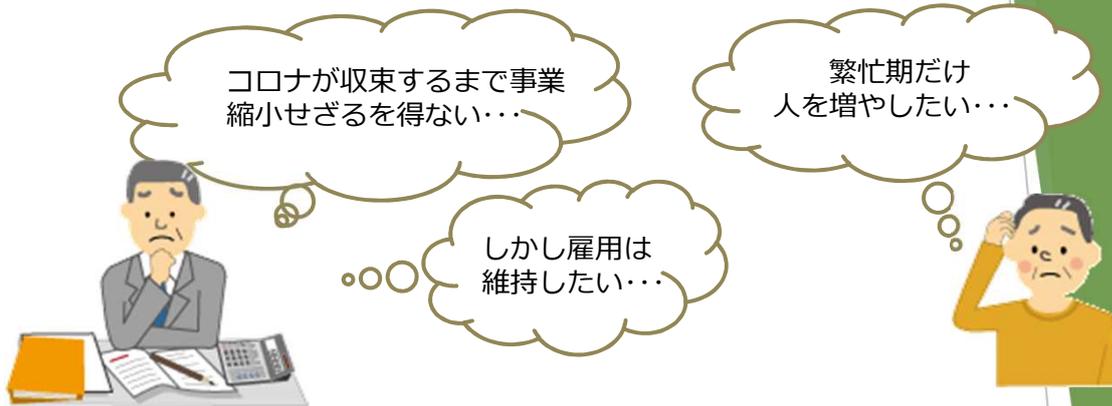
詳しいガイドブックはこちら



奈良労働局

R30811

このようなお悩みを持つ事業主さま
まずは「産業雇用安定センター」にご相談ください！



(公財)産業雇用安定センターでは、出向希望の企業と受け入れ希望の企業との間で出向制度を活用する場合に、双方の企業に対して出向のマッチング(紹介)を無料で行っています。

【産業雇用安定センター奈良事務所】
〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-15
ニッセイ奈良駅前ビル4階
☎0742-24-2015/FAX0742-24-2017

(産業雇用安定センターの
ホームページはこちら)



産業雇用安定センターにて
マッチング成立後



出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

出向計画届提出・要件の確認※2

出向の実施

支給申請※3・助成金受給※4

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金の負担割合などを取り決めてください。

※2 出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し、出向開始日の前日(可能であれば2週間前)までに奈良労働局・助成金センターへ提出してください。(手続きは出向元事業主がまとめて行います)

※3 1ヶ月以上6ヶ月以下の任意で設定した期間(月単位)ごとに出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、奈良労働局・助成金センターへ提出してください。

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金が支給されます。

※助成金の相談・申請先は奈良労働局・助成金センターです。(公財)産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。